

(保護命令を求める子どもが15歳以上の未成年の場合に使用します。)

「同意書」についての説明 (子ども)

- 1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」という法律では、夫婦等のあいだでなぐる、けるなどの暴力を受けた人を守るために、裁判所が出す「保護命令」というものが定められています。
- 2 この「保護命令」のひとつに、「暴力をふるった人は、6か月間、子どもにつきまとったり、子どもの近くをうろついたりしてはいけない」という命令があります。ただし、その子どもが15歳以上の未成年であるときは、「命令が出されてもよい」と子ども自身が同意するかどうかを確かめなければならないとされています。この「子ども」というのがあなたにあたります。
- 3 この下にある「同意書」は、「『夫婦等のあいだで暴力をふるったとされる人が、あなたにつきまとったり、あなたの近くをうろついたりしてはいけない』という命令が出されてもよい」とあなた自身が思うかどうかを確かめるためのものです。もし、あなた自身が「そのような命令が出されてもよい」と考えるなら、「同意書」にあなたの名前などを記入して、裁判所に提出してください。
- 4 「同意書」を裁判所に提出するときは、あなたのノートやテストなど、あなたの筆跡が確認できるものをいっしょに提出してください(筆跡が確認できるものは、確認の上、返還いたします。)。
- 5 あなたがこの「同意書」を提出したとしても、それでかならず命令が出されると決まるわけではありません。
- 6 もしわからぬことがあったら、裁判所の担当者がお答えしますので、なんでもたずねてください。

(切りとらずに提出してください)

千葉地方裁判所 民事第4部保全・非訟係

(□については□内に「レ」を付したもの)
□ 支部 御中

同意書

申立人(暴力を受けたとされる人)

相手方(暴力をふるったとされる人)

私は、上記の相手方が、私につきまとったり、私の近くをうろついてはいけない、とする命令が出されることに、同意します。

令和 年 月 日

氏名 (平成 年 月 日 生)